

平成30年度第4回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 平成30年9月28日(金)

午前9時30分から

場所 市役所低層棟4階 職員控室

1 開会

2 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

- ・国民健康保険の資格の異動に関する事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合(国保年金課)
- ・重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務において収集した個人情報の目的外利用(障がい者支援課)

報告事項

- ・みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告(企画調整課)
- ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始に係る再報告(都市計画課)
- ・危険私有ブロック塀等撤去費補助金に関する事務の開始(都市計画課)
- ・野田市高齢者住宅改造費助成に関する事務の変更(介護保険課)
- ・野田市えんがわ支援事業補助金交付事務の開始(介護保険課)
- ・野田市章の使用の承認に関する事務の開始(総務課)

個人情報保護審議依頼書

野市国第479号
平成30年9月12日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第12条第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	国民健康保険の資格の異動に関する事務
担当課等の名称	市民生活部 国保年金課
開始・変更年月日	平成30年10月1日
審議依頼事項	<p>条例第12条第2項関係</p> <p>公益上特に必要があると認め、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものであると認め、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合をすること。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p>
備考	



平成30年度第2号

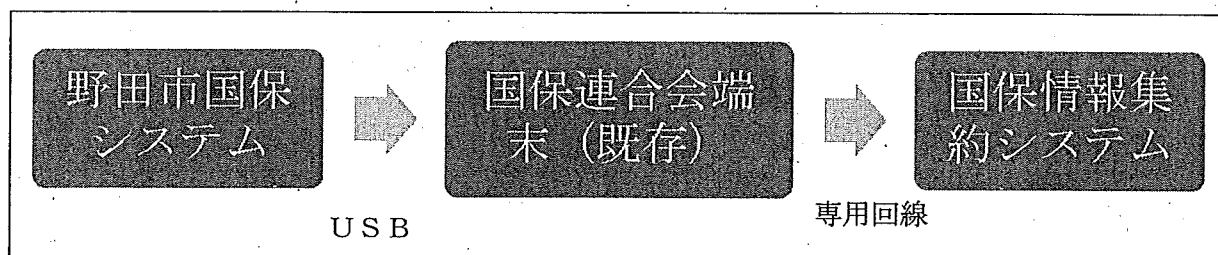
国民健康保険の資格の異動に関する事務に係る実施機関以外のもの
 行う電子計算機結合について

1 背景（国民健康保険制度の改正）

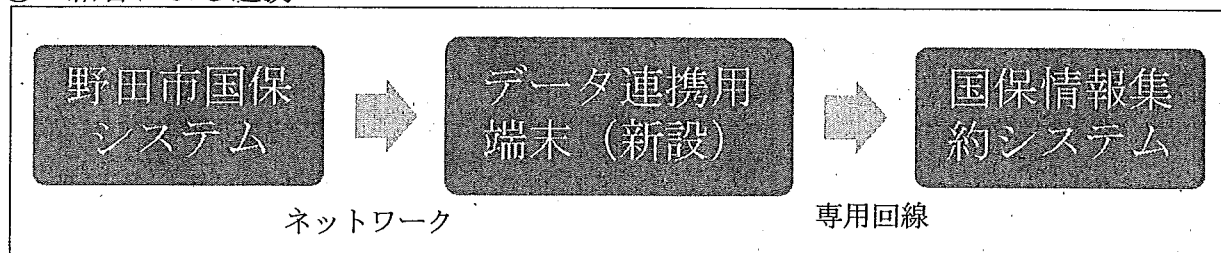
国民健康保険の制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととされ、これに伴い都道府県に新たに特別会計と財政安定化基金が設置され、保険料の集約を都道府県が実施し、給付に必要な費用を都道府県から市町村に交付される運用となった。市町村が国保の給付に関する事務を行うことに変わりはないが、市町村、都道府県の双方が保険者となったことにより、市町村ごとに保有する資格に関する情報、世帯の継続性に関する情報、高額療養費の該当等に関する情報を都道府県単位で集約することが必要となり、この集約に資するため「国保情報集約システム」の構築案が国から示された。これを受けて、千葉県を含む県内の保険者が加入し、加入する保険者の事務の委託を受ける千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）は「国保情報集約システム」を構築し、4月から運用を開始した。

このシステムと連携する方法として、国及び国保連の全国組織である国保中央会からは、可搬記録媒体による連携と電子計算機結合による連携の二つの方法が示されていた。

① 媒体による連携



② 結合による連携



2 現状

本件とは別に国保連と結合していた端末（野田市の事務に係る情報連携を目的とし、平成21年3月25日付けで野田市個人情報保護審議会の承認済のもの）に既存の野田市の国保システムから抽出した国保資格に関する情報を可搬記録媒体を用いて移行して連携している。

電子計算機結合による連携については、野田市側のセキュリティ対策についてベンダーや国保連と慎重に協議を重ねてシステムの構成を決定した上で行うこととしており、このたび、システムの構成が決定したことから電子計算機結合による連携をしようとするもの。

3 電子計算機結合後の具体的な処理の流れ

野田市において異動があった情報について、既存の国保システム上で送信用連携ファイルを作成し、データ連携用端末に送信用連携ファイルを配置する。データ連携用端末は、送信用連携ファイルの存在をチェックし、存在する場合は、国保情報集約システムへファイルをアップロードする。

他市町村において異動があった情報は、国保連に集約され、関係する市町村が受信するための連携ファイルが作成される。データ連携用端末は、国保情報集約システムに受信用連携ファイルが存在するかどうかをチェックし、存在する場合は、データ連携用端末に受信用連携ファイルをダウンロードする。既存の国保システムは、データ連携用端末に受信用連携ファイルが存在するかどうかをチェックし、存在する場合は、既存の国保システム内に連携ファイルを取り込む。

なお、以上の作業は、すべて自動で行われる。

4 電子計算機結合が公益上特に必要である理由

これまでの可搬記録媒体によるデータ連携を続ける場合、処理誤りのリスクや可搬記録媒体の紛失等により個人情報を漏えいするリスクが存在する。電子計算機結合をし、自動連携することができればこのリスクの減少に資すると考えるため。

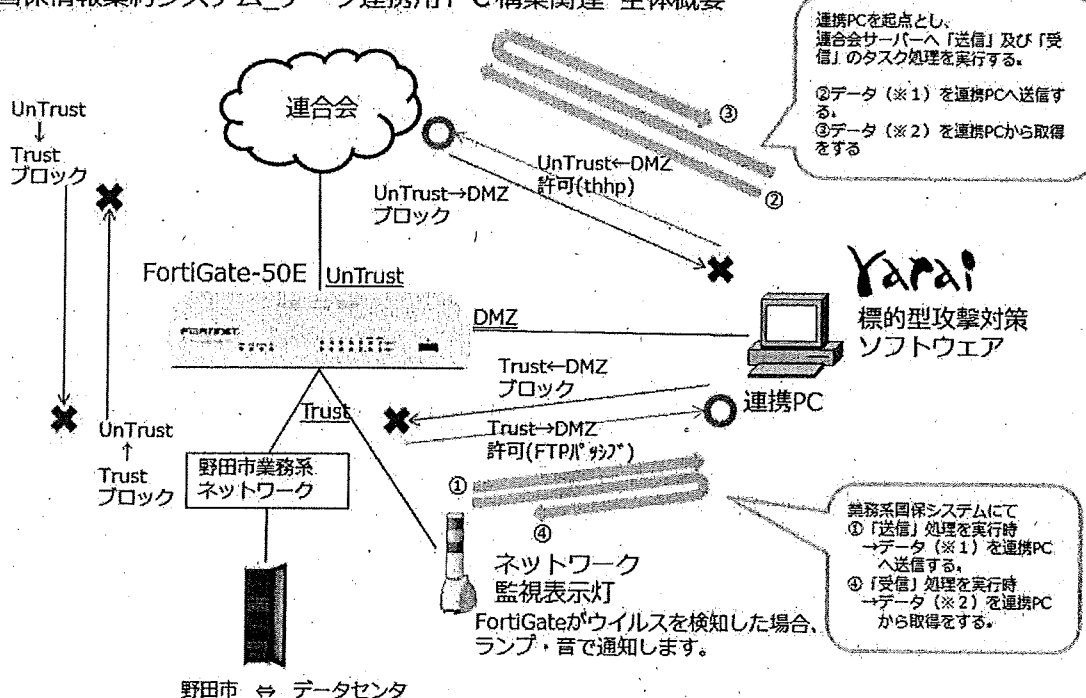
5 個人情報の漏えい等の防止のために講ずる措置

データ連携用端末に標的型攻撃対策ソフトを導入し、既存の国保システムと連携用端末との間、連携用端末と国保情報集約システムとの間にセキュリティ装置等（ファイアーウォールや標的型攻撃対策ソフト）の対策を施す。データ連携用端末は入室制限のある部屋に設置するとともに、ID・パスワードによるアクセス制限を行う。また、データの連携先である国保連は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得しており、個人情報、行政情報の管理・保管において徹底したセキュリティ対策を確立しており、設備だけでなく、組織や社員も含めた安全管理を通じて、業務運用の体制や情報セキュリティに対する責任体制を徹底して行っているため、漏えい等の防止のために講ずる措置について担保されている。

6 機器構成図

構成図

国保情報集約システム_データ連携用PC構築関連 全体概要



個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	市民生活部 国保年金課		
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S36.4.1	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	国民健康保険の資格の異動に関する事務				
事務の目的	資格の取得又は喪失に関する情報を管理し、適切な保険給付等を行う。				
事務の概要	野田市に住民登録がある者で、他の保険制度の適用を受けないこととなった者又は、他の保険制度の該当でない者が当市に転入した場合は、国民健康保険異動届により加入の届出を受け、市はその情報を台帳として登録を行い、保険給付等を受けられるようにする。また、他の保険制度を受けることとなった者又は当市から転出することとなった者(住所地特例や学生特例を受ける者を除く。)については国民健康保険異動届により喪失の届出を受け、被保険者資格を喪失させる。				
対象者	野田市が行う国民健康保険の被保険者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課、課税課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(千葉県、転入者の場合転出地市町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(他の保険者) <input checked="" type="checkbox"/> その他(千葉県国民健康保険団体連合会)			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：国民健康保険法、住民基本台帳法、番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input checked="" type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
		<input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 平成21年3月25日			
電子計算機結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 平成21年3月25日				

個人情報
保存期間

1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報保護審議依頼書

野保障第427号
平成30年9月21日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務
担当課等の名称	保健福祉部障がい者支援課
開始・変更年月日	平成30年9月28日
審議依頼事項	<p>条例第9条第1項関係</p> <p>個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において、使用済みストーマ装具の処分方法のアンケート調査に利用するもの。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p>
備考	



平成30年度第3号

使用済みのストーマ装具の処分方法に係るアンケート調査について

1 アンケート調査の概要

市では、ストーマ（人工肛門や人工膀胱）の保有者に対して指定ごみ袋引換券を加算して交付し、使用済みのストーマ装具（ストーマから排出される汚物を受ける袋など）を指定ごみ袋に入れ、市内14カ所の公共施設にお持ちいただくという拠点回収を行っている。

ストーマ装具を含む在宅医療廃棄物は、最終的には可燃ごみとして処分しているが、在宅医療廃棄物には、使用済みの糖尿病用自己注射器や注射針等も含まれているため、ごみ処理作業場の事故防止などを考慮して拠点回収にしているところである。

これに対して、他市では、通院する医療機関に処分を依頼することを原則としつつ、やむを得ない場合には可燃ごみとして集積所に出せるようになっていたり、野田市においてもストーマ保有者の利便性向上のための課題として、ストーマ装具を処分時に事故につながるような注射器や注射針などと区別して、一般のごみと同様に集積所に出せるかどうかを検討するため、ストーマ保有者に対して排出箇所や排出頻度、また現在の拠点回収を他のごみと同様に通常集積所での回収とすることを希望するかについて、アンケートにより調査しようとするもの。

2 目的外利用をする個人情報

「重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務」において収集し、記録しているストーマ装具の利用者の住所及び氏名

・利用件数 203件

3 目的外利用の内容

調査票発送に使用する封筒の宛名に利用する。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

ストーマ保有者の利便性向上の検討のため、当事者の実情を聴くことが必要であるため。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

当該個人情報の取扱い担当課である障がい者支援課が封筒の宛名作成を行い、清掃計画課はアンケート調査票の作成と、発送作業を行う。また、アンケート調査票への回答は無記名とし、調査票の回収の段階で回答者の特定ができないようにする。

アンケート調査票

提出期限：平成30年10月 日 (必着)

◎ご回答は、該当する記号に一つだけ○を付けてください。

使用済みのストーマ装具における処分方法について、お聞きします。

Q 1 使用済みのストーマ装具は、どこに排出していますか？

A 1

- | | | |
|---------------|-----------|---------------|
| ア 野田市役所 | イ けやきのホール | ウ 北コミュニティセンター |
| エ 南コミュニティセンター | オ 東部公民館 | カ 南部梅郷公民館 |
| キ 北部公民館 | ク 川間公民館 | ケ 福田公民館 |
| コ 関宿支所 | サ 関宿公民館 | シ 関宿中央公民館 |
| ス 二川公民館 | セ 木間ヶ瀬公民館 | ソ その他(医療機関等) |

Q 2 使用済みのストーマ装具は、月に何回程排出しますか？

- | | | |
|------------|--------|--------|
| A 2 ア 1回程度 | イ 2回程度 | ウ 3回程度 |
| エ 4回程度 | オ 5回程度 | カ 6回以上 |

Q 3 使用済みのストーマ装具は、拠点回収ではなく、他のごみと同様に通常のごみステーションに出したいですか？(ただし通常のごみステーションに出す場合は、氏名を記入して、他のごみと同じように出すこととなります。)

- A 3 ア 出したい
イ 出たくない
ウ どちらでもよい

Q 4 その他、使用済みのストーマ装具の処分について、ご意見があればご記入ください。(ご意見がなければ、回答は不要です)

A 4

[]

ご回答ありがとうございました。

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課		
関係課等の名称					
届出年月日	H17.9.30	開始年月日	H17.10.1	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務				
事務の目的	<p>重度障がい者等に対し、日常生活用具の購入及びその取付工事に要する費用を助成し、又は日常生活用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障がい者等の福祉の増進を図るもの。</p>				
事務の概要	<p>日常生活用具費等助成事業又は日常生活用具貸与事業を利用しようとする者から申請書の提出を受け、重度障がい者の実情を調査し、利用の可否を決定し、及び助成の予定額又は貸与する日常生活用具の種目を決定し、通知する。また、日常生活用具費等助成事業の利用を決定したときは、助成券を交付する。</p> <p>日常生活用具費等助成事業の利用の決定を受けた者(以下、「助成利用者」という。)が日常生活用具の購入及びその取付工事を行おうとするときは、助成券を当該日常生活用具の販売をし、及びその取付工事の委託又は請負を受ける事業者(以下「事業者」という。)に提出し、事業者は、日常生活用具の納入及びその取付工事を完了したときは、助成券に必要な事項を記載し助成利用者へ返還し、助成利用者は、助成金の支給を受けようとするときは、当該必要事項が記載された助成券を市長に提出する。市長は、助成券の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、助成利用者へ支給する。なお、助成金の支給については、助成利用者からの委任に基づき、助成利用者が事業者へ支払うべき日常生活用具費等助成事業の利用に要した費用について、助成利用者へ助成されるべき額の限度において、助成利用者へ代わり、事業者へ支払うことができる。</p> <p>日常生活用具貸与事業の利用の決定を受けた者が日常生活用具の貸与を受けようとするときは、市長と契約を締結し、貸与を受ける。</p>				
対象者	申請者、障がい児、世帯員				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 介護の状況			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(課税課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(申請者) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) (<input type="checkbox"/> その他())			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： _____ <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： _____ 年 月 日
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理 ⇒審査会承認 _____ 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： _____ <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) ⇒審査会承認 _____ 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 (_____)

平成30年8月2日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務
届出部課等の名称	企画財政部 企画調整課
変更年月日	平成30年8月2日
変更の理由	対象となる基金に寄附をした者に対する記念品を送る事務等を新たに外部に委託するため。
変更内容	外部委託等欄に「複数の外部委託有」を加える。
備考	なお、外部委託に係る事務及び個人情報を保護するための措置については、別紙「個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書」のとおりです。

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	企画財政部企画調整課		
関係課等の名称					
届出年月日	H27.9.16	開始年月日	H27.10.1	最終変更年月日	H30.8.2
事務の名称	みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務				
事務の目的	みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附を受け入れ、寄附者に対して記念品を贈呈するもの。				
事務の概要	寄附をしようとする者から申出書(インターネットによる申込みを含む。)の提出を受け、銀行振込及び郵便振替を希望する寄附者には専用の振込用紙を発送し、入金手続の完了を確認後、寄附者が選択した記念品を発送する。記念品を希望しない者については、本人の同意に基づき、寄附者の氏名及び寄附金額を公表する場合もある。				
対象者	寄附の申出者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 寄附金額 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()				
	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()				
	<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()				
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input checked="" type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他()				

平成30年8月2日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務
届出部課等の名称	企画財政部 企画調整課
委託開始年月日	平成30年8月2日
委託する事務	1 インターネットを利用した寄附の申出に係るデータの収集 2 寄附者に対する記念品の配送 3 寄附金受領証明書等の作成及び寄附者への送付
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	都市部	都市計画課	
関係課等の名称					
届出年月日	H30.7.11	開始年月日	H30.7.20	最終変更年月日	
事務の名称	私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務				
事務の目的	道路に面するブロック塀の倒壊に伴う通行人の生命及び身体への被害を防止するため、ブロック塀の安全診断に係る費用に対する補助金を交付することにより、危険なブロック塀の適切な撤去を促進しようとするもの。				
事務の概要	<p>補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受け、書類の審査、現地確認その他の必要な調査を行い、交付の可否及び補助金の額を決定し、申請者に通知する。交付の決定を受けた者からの委任により、診断を請け負った者に対し、補助金を支払う。診断を請け負った者から安全診断に係る結果の報告を受け、危険性が確認されたブロック塀の所有者に対し、通行人に対する注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨の注意喚起を行う。</p> <p>診断を請け負おうとする者から請負者の登録に係る申請書の提出を受け、登録の可否を決定し、通知する。</p>				
対象者	補助金の申請者、対象ブロック塀等の設置された土地の所有者、請負者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等(請負者のみ) <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産(申請者、所有者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 税情報(請負者のみ) <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座(請負者のみ)			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(収税課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(申請者、請負者) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：私有ブロック塀安全診断費補助金交付規則 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) (<input type="checkbox"/> その他())			
外部委託等		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
		1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()			
個人情報の保存期間					

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		都市部 都市計画課
関係課等の名称					
届出年月日		H30.7.11	開始年月日	H30.7.20	最終変更年月日
事務の名称		私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務			
事務の目的		道路に面するブロック塀の倒壊に伴う通行人の生命及び身体への被害を防止するため、ブロック塀の安全診断に係る費用に対する補助金を交付することにより、危険なブロック塀の適切な撤去を促進しようとするもの。			
事務の概要		補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受け、書類の審査、現地確認その他の必要な調査を行い、交付の可否及び補助金の額を決定し、申請者に通知する。交付の決定を受けた者からの委任により、診断を請け負った者に対し、補助金を支払う。診断を請け負った者から安全診断に係る結果の報告を受け、危険性が確認されたブロック塀の所有者に対し、通行人に対する注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨の注意喚起を行う。			
対象者		補助金の申請者、対象ブロック塀等の設置された土地の所有者、請負者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 (申請者) <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()			

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
氏 名

野田市私有ブロック塀安全診断依頼予定者の届出書

野田市私有ブロック塀安全診断費補助金に係る安全診断については、次の者に依頼する予定です。

事務所又は勤務先の所在地及び名称	
氏 名	

私有ブロック塀安全診断補助金に係る個人情報収集フロー

補助金申請の流れ	市に提出される書類	補助金申請者の個人情報	建築士等の個人情報
1. ご自身で外見チェック			
2. 補助金の申請(塀の所有者から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金交付申請書(申請者が提出する) ・添付書類 ①土地の所有者が分かる書類 ②安全診断を依頼予定の建築士等に関する届出 	住所、氏名、連絡先 資産 (申請者から収集)	氏名、職業等 (申請者から収集)
3. 現地調査(市が実施)			
4. 標準の調査でない(間口が広い、多方向など)場合、見積書の提出(塀の所有者から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆見積書(建築士等の見積もりを申請者が提出する) 		氏名、職業等 (申請者から収集)
5. 交付の決定(市から塀の所有者へ)			
6. 建築士との契約(塀の所有者と建築士等と)			
7. 委任状の提出(塀の所有者から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金に係る委任状(申請者が提出する) 	住所、氏名、連絡先 (申請者から収集)	氏名、職業等 (申請者から収集)
8. 診断の実施(建築士等が)			
9. 診断の完了(建築士等から塀の所有者及び市へ報告)	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全診断の報告書(建築士等が提出する) 	資産(診断結果) (建築士等から収集)	氏名、職業等 (建築士等から収集)
10. 額の確定通知(市から塀の所有者へ)			
11費用の支払(塀の所有者から建築士等へ)			
10. 補助金の請求(建築士等から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金交付請求書(建築士等が提出する) 		氏名、住所、職業等、連絡先、振込先口座 (建築士等から収集)
11. 補助金の支払(市から建築士等へ)			
※ なお、申請者が第三者から借地してブロック塀を設置している者である場合は、申請者から当該土地所有者の情報を収集する。			
建築士等登録の流れ			
1. 登録申請(建築士等から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆登録申請書(建築士等が提出する) ・添付書類 ①市税の納税に関する証明書 ②建築士の免許(ブロック塀診断士の資格証)の写し ③その他市長が必要と認める書類 	氏名、住所、連絡先、職業等(勤務先、所属先、資格の情報)、税情報(市税滞納の有無) (建築士等から収集。ただし、「税情報」に限り実施機関内部(収税課)から本人同意の上で収集する場合もある。)	
2. 登録決定(却下)通知書(市から建築士等へ)			
3. (変更がある場合)変更届(建築士等から市へ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆登録事項変更届(建築士等が提出する) 		氏名、住所、連絡先、職業等(勤務先、所属先、資格の情報) (建築士等から収集)
4. (市長が抹消する場合)抹消通知書(市から建築士等へ)			

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	都市部	都市計画課	
関係課等の名称					
届出年月日	H30.9.11	開始年月日	H30.10.15	最終変更年月日	
事務の名称	危険私有ブロック塀等撤去費補助金に関する事務				
事務の目的	道路に面するブロック塀等の倒壊に伴う通行人の生命及び身体への被害を防止するため、ブロック塀等の撤去に係る費用に対する補助金を交付することにより、危険なブロック塀等の撤去を促進しようとするもの。				
事務の概要	補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受け、書類の審査、現地確認その他の必要な調査を行い、交付の可否及び補助金の額を決定し、申請者に通知する。交付の決定を受けた者からの委任により、撤去工事を請け負った者に対し、補助金を支払う。				
対象者	補助金の申請者、対象ブロック塀等の設置された土地の所有者、請負者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等(請負者のみ) <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産(申請者、所有者のみ) <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座(請負者のみ)			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(申請者、請負者) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：危険私有ブロック塀等撤去費補助金交付規則 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()				

危険私有ブロック塀等撤去費補助金に係る個人情報収集フロー

平成30年9月28日審査会資料

補助金申請の流れ	市に提出される書類	申請者の個人情報	撤去請負業者等の個人情報
1. ご自身で外見チェック			
2. 補助金の申請(塀の所有者から市へ)	◆補助金交付申請書(申請者が提出する) ・添付書類 ①土地の所有者が分かる書類 ②廃材処分を含んだ見積書の写し	住所、氏名、連絡先 資産 (申請者から収集)	氏名、職業等 (申請者から収集)
3. 現地調査(市が実施)			
4. 交付の決定(市から塀の所有者へ)			
5. 撤去請負業者との契約(塀の所有者と撤去請負業者)			
6. 委任状の提出(塀の所有者から市へ)	◆補助金に係る委任状(申請者が提出する)	住所、氏名、連絡先 (申請者から収集)	氏名、職業等、建設業の許可番号等 (申請者から収集)
7. 撤去の実施(請負業者等が)			
8. 撤去の完了(請負業者等から塀の所有者及び市へ報告)	◆撤去工事の報告書(請負業者等が提出する)	資産(撤去完了) (請負業者等から収集)	氏名、職業等、建設業の許可番号等 (請負業者等から収集)
9. 額の確定通知(市から塀の所有者へ)			
10. 費用の支払(塀の所有者から請負業者等へ)			
11. 補助金の請求(請負業者等から市へ)	◆補助金交付請求書(請負業者等が提出する)		氏名、住所、職業等、連絡先、振込先口座 (請負業者等から収集)
12. 補助金の支払(市から請負業者等へ)			

平成30年 8月28日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	野田市高齢者住宅改造費助成に関する事務
届出部課等の名称	保険福祉部 介護保険課
変更年月日	平成30年10月1日
変更の理由	助成対象者の要件として、前年の合計所得金額が600万円以下の者としていたが、この要件を申請者の負担割合証に記載された利用者負担の割合が1割又は2割である者に変更し、新たな要件として、市税及び介護保険料を滞納していない者であることを追加し、助成申請書等の様式に介護保険被保険者番号を記入する欄を追加したため。
変更内容	収集項目に「個人識別符号」、「要介護・要支援認定情報」及び「利用者負担の割合」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
関係課等の名称					
届出年月日	H21.4.1	開始年月日	H15.4.1	最終変更年月日	H30.10.1
事務の名称	野田市高齢者住宅改造費助成事務				
事務の目的	日常生活を営む上で支障がある高齢者が、住宅の一部を改造しようとする場合に、当該住宅の改造に要する費用に対し助成を行うことにより、高齢者の自立の促進と介護者の負担の軽減を図る。				
事務の概要	住宅改造費助成金の申請を受け、要件の審査をし、可否の通知を行う。工事完了後、実績報告を受け、助成金を支払う。				
対象者	助成金の申請者、住宅の所有者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護・要支援認定情報 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担の割合 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(収税課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市高齢者住宅改造費助成事業実施規則 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他()				

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
関係課等の名称					
届出年月日	H30.8.31	開始年月日	H30.9.1	最終変更年月日	
事務の名称	野田市えんがわ支援事業補助金交付事務				
事務の目的	高齢者が地域の方々とふれあうことができる通いの場「えんがわ」を開設し、地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、趣味活動などの様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的とする。				
事務の概要	「えんがわ」の開設及び運営に要する費用に対する補助金の交付申請書の提出を受け、要件を審査し、交付の可否の通知及び補助金の交付を行う。				
対象者	補助金の申請者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付の対象となる経費 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 ()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()				

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部	総務課	
関係課等の名称					
届出年月日	H30.8.31	開始年月日	H30.9.1	最終変更年月日	
事務の名称	野田市章の使用の承認に関する事務				
事務の目的	市の機関以外の者による市章の使用に係る申請に対して承認の可否を決定し、承認や承認の取消しの内容を公表しようとするもの。				
事務の概要	<p>市章を使用しようとする者から申請を受け、内容を審査し、承認の可否を決定し、通知する。</p> <p>なお、市章の使用の状況等を調査するため、承認決定者に対して質問し、立入調査を行う場合もある。</p> <p>また、使用の承認を受けた者が、偽りその他不正の手段により市章の使用の承認を受けたとき、野田市章の使用の承認に関する規則や使用の条件に違反したとき、承認を取り消す。</p> <p>承認を決定した場合や承認を取り消した場合は、野田市のホームページを利用するなどして承認や取消しの内容を公表する。</p>				
対象者	承認の申請者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 市章の使用目的 <input checked="" type="checkbox"/> 市章の使用の内容が分かる書類に記載された事項			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他 ()